

		ベトナム			
		生物多様性条約	○	名古屋議定書	○
<b>法制度の状況</b>					
<p>■概要</p> <p>生物多様性法に加え、生物多様性法を実施するための細則(degree)とガイドラインが制定されている。新たな催促が平成 29 年に制定。</p> <p>細則とガイドラインでは、遺伝資源アクセスのプロセスや利益配分について定められており、利益配分は旧細則で総利益の 30%であったものが総利益の 1%と修正されている。なお、旧細則においては、定められている通りには運用されていない実態もあり、日本の企業等がより低い利益配分率で契約している例がある。</p> <p>■法制度：生物多様性法（Law No. 20/2008/QH12）</p> <p>英語版（出所：生物多様性事務局）</p> <p><a href="https://www.cbd.int/doc/measures/abs/msr-abs-vn-en.pdf">https://www.cbd.int/doc/measures/abs/msr-abs-vn-en.pdf</a></p> <p>ABS については、生物多様性法の第 5 章「遺伝資源の保全と持続的な発展」第 1 節「遺伝資源の管理とアクセス、利益配分」で言及されている。</p> <p>「生物多様性法」を所管しているのは、天然資源環境省であるが、生物多様性法では、政府はライセンスを付与する権限や手続きについて定めることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性法の条文を実施するための細則とガイドライン（Decree No. 59/2017/ND-CP）</li> </ul> <p>英語版（出所：環境省 HP（環境省和訳））</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Vietnam_ABS_Decree_no592017nd-cp_2015.pdf">http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Vietnam_ABS_Decree_no592017nd-cp_2015.pdf</a></p>					
<b>入手方法</b>					
<p>■手続き</p> <p>農業関係の場合は農業開発省（MARD: Ministry of Agriculture and Rural Development）が所管。</p> <p>「生物多様性法の条文を実施するための細則とガイドライン」では、以下の通り記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 遺伝資源がある地域の People's Committee へ書類を提出して登録。</li> <li>2) People's Committee から登録が認められた後、ABS に関するアグリーメントへ署名する（People's Committee に承認されたアグリーメントで必要）。</li> <li>3) 申請書類一式を権限ある当局へ送付。</li> </ol>					
<b>本事業で対象とした遺伝資源</b>					
野菜、花き					
<b>本事業の取組経緯</b> ※他事業と連携して交渉しているため【 】にて本事業と他事業を区別している					
H25	<p><b>H25. ベトナムの遺伝資源について共同評価【アクセス事業（他事業）<sup>2)</sup>】</b></p> <p>▶ キュウリ、カボチャについてベトナム植物資源センター（PRC：Plant Resources Center）が保存している遺伝資源について共同評価。</p> <p>⇒海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業（他事業）により、ベトナム PRC と連携して、キュウリ、カボチャの評価を実施。</p>				
H26	<p><b>H26 ベトナムの遺伝資源について共同評価【本事業（賦存状況調査）】</b></p>				

<sup>2)</sup> 海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業

	<p>➤ キュウリ、カボチャについて共同評価。</p> <p><b>H26 ベトナム訪問【本事業】</b></p> <p>➤ ベトナム国内の法制度整備状況について調査。</p> <p>⇒PGRAsia が PRC と連携してキュウリ、カボチャの評価を行うこととなったため、ハノイ農業大学(現ベトナム国家農業大学 (VNUA : Vietnam National University of Agriculture)) と連携し、当大学が所有する遺伝資源の評価を実施。</p>
H27	<p><b>H27.12-28.1 ベトナム訪問【本事業】</b></p> <p>➤ H26 年度までの賦存状況調査で保存した遺伝資源の日本への導入を目的に、ベトナム果物野菜研究所 (FAVRI : Fruit and Vegetable Research Institute) と協議を開始。</p> <p>➤ 加えて、ベトナム農業農村開発省 (MARD : Ministry of Agriculture and Development) とも協議。</p> <p><b>H27. ベトナムの遺伝資源について共同評価【本事業 (賦存状況調査)】</b></p> <p>➤ キュウリ、カボチャについて引き続き共同評価。</p> <p><b>H28.2 日本での国際ワークショップへ招聘【本事業】</b></p> <p>➤ 国際ワークショップへ招聘し、今後の契約の方向性等について協議。</p> <p>⇒平成 27 年度より、賦存状況調査で評価した遺伝資源の日本への導入ニーズが高まり、ベトナム側と協議を行った。</p> <p>⇒農業農村開発省からは、FAVRI との契約を勧められる。VNUA は、平成 27 年に農業農村開発省管轄となったばかりであり、現時点で遺伝資源の扱いに係る影響力は小さいとの情報もある。FAVRI であればこれまでに遺伝資源提供の経験もあるとのことであった。</p>
H28	<p><b>H28.6 ベトナム訪問【本事業 (賦存状況調査)】</b></p> <p>➤ カボチャについて現地調査を行うとともに、VNUA、FAVRI を訪問。</p> <p><b>H29.1 ベトナム訪問【本事業】</b></p> <p>➤ ベトナムで進んでいる細則 (decree) の検討状況について情報収集。</p>
H29	<p>➤ キュウリについて2017年春作でF2系統を取得。またこれとは別のF2系統についても現在交雑して今後獲得予定。</p> <p>➤ 日本へ導入するためのMTA案を提示。</p> <p><b>H29.11 ベトナム訪問【本事業 (賦存状況調査)】</b></p> <p>➤ 11月にベトナムを訪問し、第4フェーズのLOA案、「遺伝資源へのアクセス登録申請書」案、「遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書」案 (MTA素案の内容を盛り込み) 等について、ベトナム国立農業大学 (VNUA) 及び権限のある当局 (農業農村開発省 : MARD) と協議。</p> <p>➤ ベトナムから種子が入手できたので、事後になるがMTA案を作成して協議。</p>
<b>本事業での成果</b>	
<p>➤ ベトナムの遺伝資源関係法規について情報収集をすると共に、具体的な手続きの進め方についても情報を収集した。</p> <p>➤ 本事業では、賦存状況調査を通して VNUA との良好な関係を構築。有望な遺伝資源も見つかっている。</p> <p>➤ また、日本から導入した遺伝資源との交雑による素材については、遺伝資源ではないとの見解が示されており、当該見解に従った MTA 案について作成。</p>	
<b>今後の課題</b>	
<p>➤ まずは、賦存状況調査で構築した関係性継続のために、共同研究を続けて行く必要がある。</p>	

## カウンターパートに関する所見

### ベトナム国家農業大学 (VNUA : Vietnam National University of Agriculture)

- 平成 26 年より農業農村開発省の傘下となっており、賦存状況調査における直接のカウンターパート。
- 農業農村開発省傘下となったばかりで、現時点で遺伝資源に係る省内での影響力が弱いとの情報もある。

### ベトナム果物野菜研究所 (FAVRI : Fruit and Vegetable Research Institute)

- 賦存状況調査において、遺伝資源評価のためのフィールドを提供。
- 海外への遺伝資源の提供についても多くの実績があり、協力関係を構築するのであれば、VNUA よりも適切であるとの情報あり。